

平成四年(ワ)第二〇七五号、平成五年(ワ)第二二二五号
公式陳謝等請求事件

原告 朴

■ 一

ほか七六名

被告 国

第一〇 準備書面

平成八年六月二八日

被告指定代理人

稲葉一



橋田



中尾利



安田錦治



櫻井良





谷

近

信

田

阿

山

口

藤

田

中

多

垣

幸

備

尚

麻

清

夫

敬

志

實

子

正



京都地方裁判所 第一民事部 御中

野

澤



植

村

尚



小

森

雅



遠

藤

豊



重

元

博



一 原告らの遺骨引渡しに関する請求及び供養料の請求は、遺骨の特定あるいはその請求の法的根拠が明らかでないので、この点に関する被告の主張は、後記の求釈明事項に対する原告らからの釈明を待って述べる。

したがって、被告としては、一九九三年八月二三日付け訴変更申立書における請求の原因に対する認否の要否は原告らの右釈明を待って判断すべきと考えるが、本件事案の性質にかんがみ、本準備書面において、現時点までの調査に基づき、裁判所の理解に資する程度において、以下のとおり認否する。

二 請求の原因第一（遺骨返還等の請求に及んだ経緯）について

被告が祐天寺に浮島丸の沈没による遺骨を収容及び保管していることは認めらる。

浮島丸事件の遺骨の収容及び保管は、個々の遺骨の身元の特定が困難であったため、収容した遺骨を遭難者名簿の犠牲者の数に合わせて分け、遭難者

名簿上の特定人名を付して、個別に骨つぼに入れて、その後保管しているものである。

国が韓国政府に遺骨名簿を渡したことについては認める。

三 請求の原因第二（遺骨の所有権）について

日本民法に遺骨の所有権に関する規定がないこと、原告らが指摘する平成元年七月一八日付けの最高裁判所判決があることは認めるが、その余は不知。

四 請求の原因第三（各原告の事情）について

平成六年七月二一日付け第六準備書面のとおり

五 求積明事項

前記二記載のとおり、浮島丸事件の遺骨の収容及び保管は、個々の遺骨の身元の特定が困難であったため、被告は、収容した遺骨を遭難者名簿の犠牲者の数に合わせて分け、遭難者名簿上の特定人名を付して、個別に骨つぼに

入れて保管している。

このような遺骨の保管状況及び保管経過を踏まえて、原告らが遺骨として引渡しを求める具体的な対象と、その引渡しを求める法的根拠を明らかにされたい。

